

法政大学 第二期中期経営計画

(2022 年度～2025 年度)

2022 年 4 月 1 日

学校法人 法政大学

目次

はじめに

I 学校法人法政大学の概要

II HOSEI2030（長期ビジョン）

- 1 HOSEI2030 の概要
- 2 HOSEI2030 と中期経営計画

III 背景と目標

- 1 背景
- 2 目標

IV 重点的に取り組むべき課題

- 1 キャンパス再構築の実現に向けた計画の推進
- 2 ダイバーシティ推進
- 3 ブランディング活動の推進
- 4 グローバル大学の実現
- 5 持続可能な社会の未来への貢献

V 各種の取組課題と取組施策

- 1 教学改革への取り組み
 - 1) 教育組織の大括り化と教学改革の推進
 - 2) 授業・カリキュラムの改革
 - 3) 入試制度改革
 - 4) 通信教育部における教学改革の推進
 - 5) 付属校各校の特色ある教育づくり
- 2 研究高度化への取り組み
 - 1) 研究高度化推進
 - 2) 大学院における研究・学修支援の強化
- 3 社会連携の強化
 - 1) 社会連携・社会貢献の推進
 - 2) 後援会・校友会ネットワークの構築
- 4 学生支援に関する取り組み
 - 1) 学生支援と学びの環境の充実
 - 2) キャリア教育の推進と就職支援の充実
- 5 組織・運営体制の強化
 - 1) ファシリティマネジメント
 - 2) 情報化戦略の構築と実現
 - 3) 中長期財政改革
 - 4) ガバナンスの強化
 - 5) 働き方改革の推進

VI 進捗管理

はじめに

本学では2014年度以降、本学創設150年にあたる2030年を展望して、長期ビジョン(HOSEI2030)に取り組んでおります。

中期経営計画は、長期ビジョン(HOSEI2030)と、単年度事業計画／予算の間に位置します。この下で、本学は、短・中・長期の構造化された展望と施策をもち、事業や取り組みの優先度、規模・経費、実施時期に見通しを立て、一貫性と合理性ある法人運営を実施することを目指してまいります。

本学では、中期経営計画の期間を役員任期に合わせて4年としております。2018年4月には、本学で初となる第一期中期経営計画(2018年度～2021年度)を策定しその実現に取り組んできました。その後半においては、コロナ禍という大きな環境条件の変動に直面することとなりました。その後続く本計画の計画期間は、2022年度から2025年度までです。本計画の策定にあたっては、常務理事会の下に総長、全常務理事および全統括本部長を委員とする第二期中期経営計画委員会を設置して立案にあたり、私立学校法42条1項に従い評議員会の意見を聴取したほか、学内の各種会議体を通して学内の意見聴取を行いました。

本学では、本計画について、教職員の間で十分な共有化を図るとともに、その進捗管理に法人が責任を負い、掲げた課題の解決、計画の達成に取り組む所存です。また、ポストコロナ期と想定されるこの4年間には、教育機関を取り巻く状況は、大きな構造的変化と、直面せざるを得ない短期的な変動の両方が入り交じったものとなっていくと考えられます。つねに社会や世界の動向にひらかれた視野をもち、めまぐるしい変化のなかにあっても一貫性を保ちつつ、他方で必要な場合には、計画の見直しや修正にも柔軟かつ積極的に取り組んでまいります。

2022年4月

法政大学総長 廣瀬 克哉

I 学校法人法政大学の概要

本学の歴史をひもとくと、1880年東京法学社の設立に遡る。1883年には政府の法律顧問としてフランスから招かれたパリ大学教授ボアソナード博士が教頭に就任した。1920年大学令により初めて私立大学の設置が許可され「法政大学」となり、法学部・経済学部を開設した。

現在では15学部、通信教育部、大学院15研究科・3インスティテュート、専門職大学院2研究科を擁する総合大学であり、3つの付属校を有している。

本学は、少子高齢化に向かう今日、教育の質を確保しつつ、本学独自の道を創造する必要に迫られている。そこで、次の3つのミッションを掲げ、新しい時代のための本学の使命を明確に定めた。

- ・ ミッション1 本学の使命は、建学以来培われてきた「自由と進歩」の精神と公正な判断力をもって、主体的、自立的かつ創造的に、新しい時代を構築する市民を育てること。
- ・ ミッション2 本学の使命は、学問の自由に基づき、真理の探究と「進取の気象」によって、学術の発展に寄与すること。
- ・ ミッション3 本学の使命は、激動する21世紀の多様な課題を解決し、「持続可能な地球社会の構築」に貢献すること。

■大学の理念・目的、大学憲章、ダイバーシティ宣言

1880年、自由民権運動が高揚する時代、本学は権利の意識にめざめ法律の知識を求める多くの市井の人びとのために、私立法学校（東京法学社）として設立された。その後、人びとの権利を重んじ、多様性を認めあう「自由な学風」と、なにものにもとらわれることなく公正な社会の実現を目指す「進取の気象」とを、育んできた。

戦後においても「独立自由な人格の形成」「学問を通じたヒューマニティの昂揚」「日本人の社会生活の向上に寄与する人材の育成」（元総長大内兵衛による「われらの願い」）という指針を定め、その学風を「自由と進歩」としてきた。

昨今、18歳人口減少、高等教育のユニバーサル化、グローバル化など急激な社会環境変化が起こっているのは、周知の事項である。

そのような外部環境の中で、長期的視野から持続可能な大学運営を展開するために、本学は、2014年7月より、2030年を展望する長期ビジョン（HOSEI2030）（以下「HOSEI2030」という）の策定に取り組んだ。策定作業の先駆けは、これからの時代に向けて本学が果たす役割と個性、すなわち「法政ブランド」の明確化である。

絶えざる変化と流動化の時代にあっても、本学は、その原点と方向性を見失わず、教育と研究の理想を創造的に追求し、社会的責任を果たして行くために、1年半の時間を費やして「ブランディング戦略」に取り組み、教職員、学生、卒業生らとの多種多様な議論を経て、2016年4月1日、社会に向けた本学の約束を表す法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」を制定した。

この困難な時代において、大学は、多様性と柔軟性を有し、創造的で革新的な場となる必要がある。そこで、本学は、これまで以上に積極的に環境整備を進め、より多様な学生・教職員を受け入れ、それぞれの個性的な成長と活躍の機会を保障できるよう、2016年6月8日、ダイバーシティ推進を宣言した（「法政大学ダイバーシティ宣言」）。

自由を生き抜く実践知

法政大学は、近代社会の黎明期にあつて、
権利の意識にめざめ、法律の知識を求める
多くの市井の人びとのために、
無名の若者たちによって設立されました。

校歌に謳うよき師よき友が集い、
人びとの権利を重んじ、多様性を認めあう「自由な学風」と、
なにものにもとらわれることなく公正な社会の実現をめざす
「進取の気象」とを、育んできました。

建学以来のこの精神を受け継ぎ、
地球社会の課題解決に貢献することこそが、本学の使命です。

その使命を全うすべく、
多様な視点と先見性をそなえた研究に取り組むとともに、
社会や人のために、真に自由な思考と行動を貫きとおす
自立した市民を輩出します。

地域から世界まで、あらゆる立場の人びとへの共感に基づく
健全な批判精神をもち、
社会の課題解決につながる「実践知」を創出しつづけ、
世界のどこでも生き抜く力を有する
あまたの卒業生たちと力を合わせて、
法政大学は持続可能な社会の未来に貢献します。

■法政大学ダイバーシティ宣言（2016年制定）

法政大学ダイバーシティ宣言

ダイバーシティの実現とは、社会の価値観が多様であることを認識し、自由な市民が有するそれぞれの価値観を個性として尊重することです。

人権の尊重はその第一歩です。性別、年齢、国籍、人種、民族、文化、宗教、障がい、性的少数者であることなどを理由とする差別がないことはもとより、これらの相違を個性として尊重することです。そして、これらの相違を多様性として受容し、互いの立場や生き方、感じ方、考え方に耳を傾け、理解を深め合うことです。少数者であるという理由だけで排斥あるいは差別されることなく、個性ある市民がそれぞれの望む幸福を追求する機会が保障され、誰もがいきいきと生活できる社会を実現することです。

社会とともにある大学は、創造的で革新的な次世代を社会に送り出す教育組織として、また、社会の様々な課題の解決に寄与する研究組織として、ダイバーシティを推進する役割を担っています。多様な価値観を有する市民が助け合い、互いの望む幸福を実現できる社会の構築に向けて、貢献する役割を担っています。そのためには、多様な背景をもつ学生・教職員が、安心して創造的に、学び、働き、それぞれの個性を伸ばせる場である必要があります。

法政大学は、「自由と進歩」を校風とし、「自由を生き抜く実践知」の獲得を社会に約束しています。自由は特定の人間だけでなく、社会の成員すべてに保障されるべきものです。本学は、人権の尊重、多様性の受容、機会の保障を基盤にして、さまざまな国籍と文化的背景を持つ学生、教職員を積極的に受け入れ、自由を生き抜く実践知を世界に広げていくことができるよう、教育と研究を充実させていきます。

法政大学は、ダイバーシティの実現に向けて積極的に取り組んでいきます。

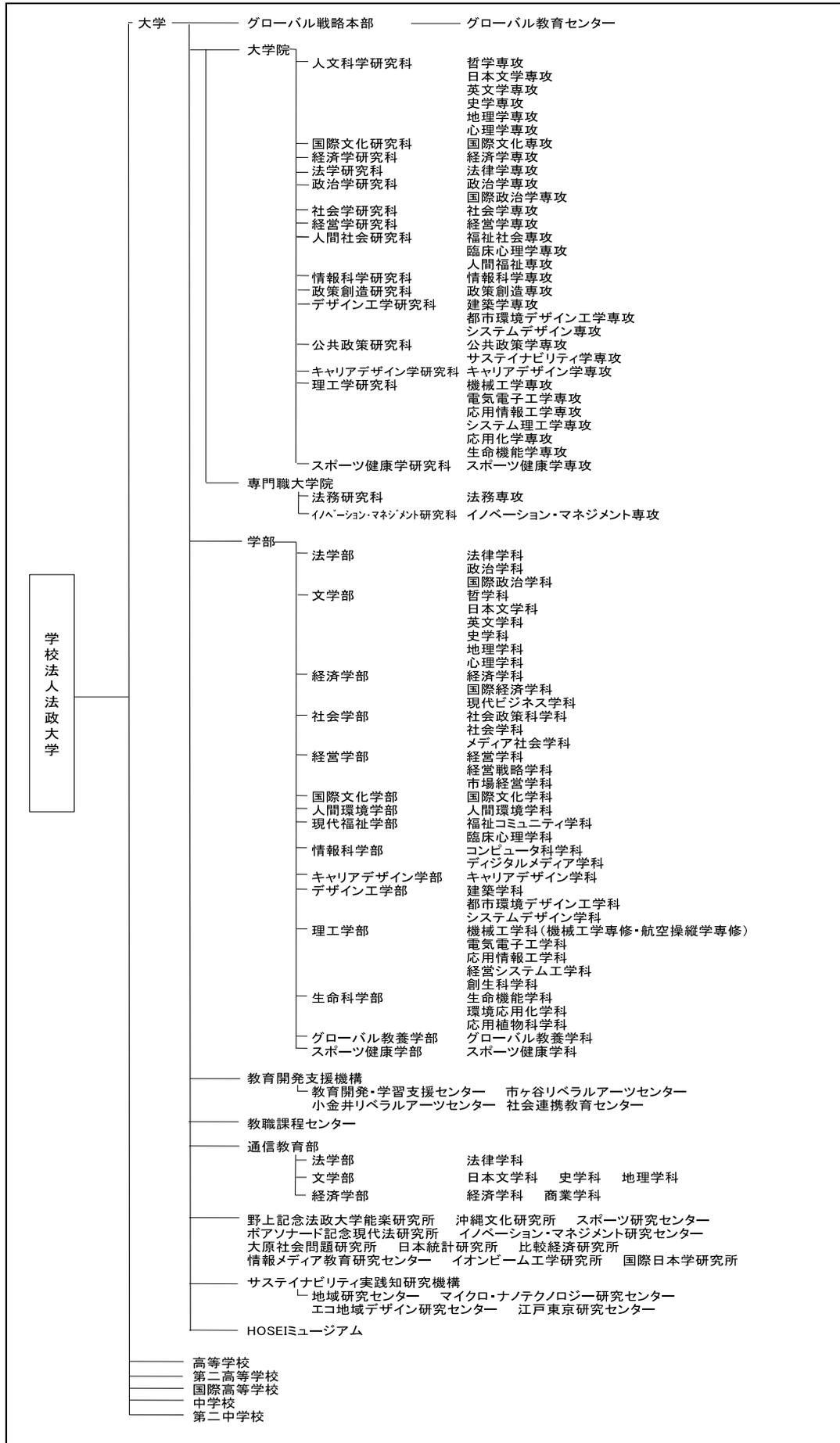
■学生数（2021年5月1日時点）

総計	39,100名
大学院	1,643名
専門職大学院	151名
大学	26,936名
通信教育部	5,781名
高等学校	3,499名
中学校	1,090名

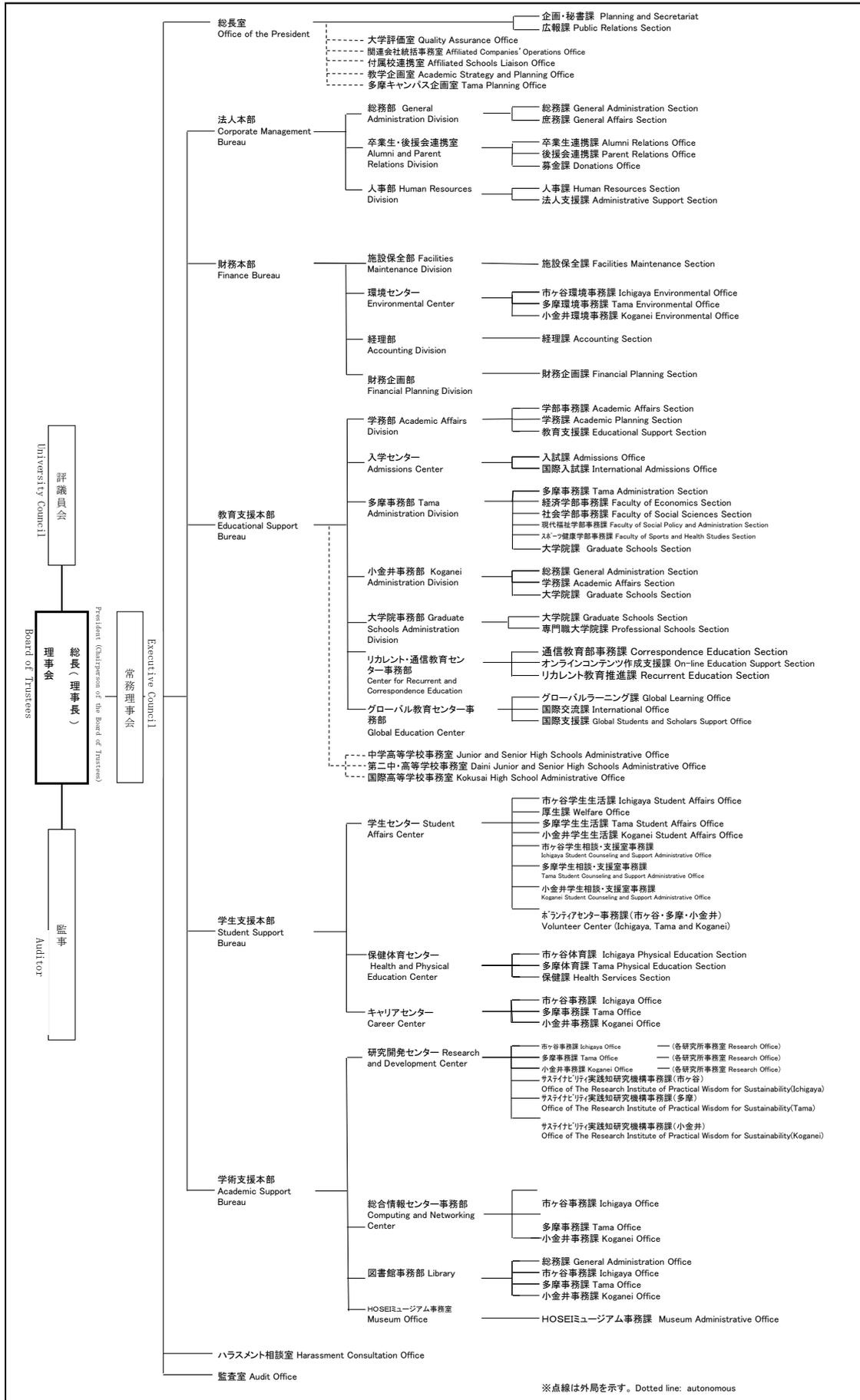
■教職員数（2021年5月1日時点）

大学教員 (兼任講師除く)	773名
教授	591名
准教授	110名
講師	35名
助教	11名
助手	26名
専任職員	453名
付属校教員	231名
中学高等学校	61名
第二中・高等学校	127名
国際高等学校	43名

■教育研究組織図（学校組織図）（2021年4月1日時点）



■ 事務機構図 (2021年6月1日時点)



■ 中期経営計画の指針

本学における中期経営計画の指針は、以下の通りである。

- (1) 本学における中期経営計画は、役員任期(4年)に合わせ4年サイクルとする。
- (2) 中期経営計画は、HOSEI2030－中期経営計画－取組施策－各年度事業計画／予算と、構造化されたプランニングの体制のもとで、事業の優先度や規模・時期を中期の見通しの中で確定することで、一貫性と合理性ある本学の法人としての運営を実現するために策定する。
- (3) 中期経営計画における課題は、HOSEI2030 で重点課題として抽出されてきたアクション・プラン2017 や優先度の高い事業を中核としつつ、それ以外にも本学が中長期的視野で解決すべき諸課題も含むものとする。また、4年間で解決を図る課題に限らず、より長期的視野で取り組むべき課題も含めて策定する。
- (4) 中期経営計画の策定にあたっては、当該事業を実行するために必要な人的・物的条件の確保も視野に入れた検討、判断を行う。
- (5) 確定した中期経営計画は、教職員の間で十分な共有化を図り、今後4年間の本学の法人運営の共通の指針とし、併せてその概要を社会に公表する。
- (6) 中期経営計画の実行にあたっては、事業の進捗管理を徹底し、掲げた課題の解決、成果・目標の達成に取り組むとともに、つねに新たな課題や状況にも目を向け、必要な見直しや修正を柔軟に検討する。

II HOSEI2030（長期ビジョン）

1 HOSEI2030の概要

HOSEI2030の策定過程を改めて振り返ると、それは、次のようなものであった。本学は、2014年7月から、HOSEI2030策定委員会を設置して、創立150周年を迎える2030年を展望する長期ビジョン、すなわちHOSEI2030の策定に取り組み、2015年度末に、全体構想としての最終報告を取りまとめた。2016年度には、今後の本学の方向性・理念を明らかにするために、法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」及び法政大学ダイバーシティ宣言を策定・公表するとともに、16の作業部会を設け、HOSEI2030の構想実現に向けた具体的なアクション・プラン（以下「アクション・プラン2017」という）を策定した。

「HOSEI2030最終報告」（2016年4月）で示したHOSEI2030の全体構想の骨子、すなわち2030年までに実現すべきビジョンは、以下の通りである。

- （1）法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」を本学の教育・研究の基本に据え、ミッション、ビジョン、SGU構想の一体的な実現をはかることで、本学のブランドをより明確化し、社会的支持を拡げるとともに社会的評価を高める。
- （2）本学の校風「自由と進歩」が尊重する「多様性（ダイバーシティ）」を一層推し進め、性別、国籍、年齢などにかかわらず、多様な学生・教職員の活躍の場が広がり、それぞれの能力が飛躍する大学を実現する。
- （3）社会環境の大きな変化のもとで本学の発展を図るために、教育・研究体制の再編成を含めた「大括り化」を進め、大学としての特徴の明確化と総合大学としての多様性強化を調和的に図るとともに、空間の効率的活用を進める。また、教育・研究環境の公平性に留意しつつ、大学3キャンパスの特性を活かしたキャンパス再構築を図り、多摩キャンパスの既存学部や教育・研究組織の一定部分を、市ヶ谷キャンパスないしはその近隣に集約する。
- （4）本学の今後の発展ならびに長期ビジョン実現のために、財政構造を改革し、中長期的視野で財政規律を維持するためのシステムを構築する。それとともに、長期ビジョンの実現に必要な財源を確保する。
- （5）本学の今後の大学運営ならびに長期ビジョン実現のために、改革期をリードする実行力ある大学運営体制ならびにHOSEI2030推進体制を整備し、教授会自治を基盤とした大学運営を維持しつつ、適切な手続きとテンポで全学的改革を実施する。

アクション・プラン 2017 では、中長期財政支出削減、キャンパス再配置、教学改革推進（大括り化、授業科目のスリム化、大規模授業のオンライン化システム構築、アクティブラーニング・実践知の学び、社会人学び直し・市民教育）、テニユア・トラック制度化、若手育成のための大学院-研究所連携、財政規律のシステム構築、財政支出削減、ダイバーシティ化推進、校友ネットワークの世界展開、法政ミュージアムの実現、法政スポーツ強化、付属校の将来ビジョンプロジェクト、ブランディング推進に関する施策が具体的な実行計画を含めて提示された。

2 HOSEI2030 と中期経営計画

HOSEI2030 を実現すべき 2030 年には、18 歳人口のさらなる減少が予測される一方で、東京 23 区における大学の学部等の収容定員の抑制の解消が予定されている。第一期中期経営計画が 2018 年度から 2021 年度までを計画期間とし、本計画の計画期間は 2022 年度から 2025 年度までであり、その後の 2026 年度から 2029 年度までは本学の第三期中期経営計画の期間となる。HOSEI2030 の完成年度にとられるべき施策は第四期中期経営計画に記されるべきこととなるが、本計画は、中期経営計画の期間としては、HOSEI2030 の実現に向けた実質的な中間点のものとなる。

本学では、HOSEI2030 の進捗を管理しマネジメントして行くために、HOSEI2030 推進本部を設置するなどして、その体制を整備している。本計画の期間中も、着実に HOSEI2030 の進捗をはかるため、将来における次なる長期ビジョンも見据えて、長期ビジョンのマネジメント体制を検討し、整備していかなければならない。また、とりわけ、HOSEI2030 の柱の 1 つであるキャンパス再構築のうちキャンパス再配置を実現するために、2022 年 2 月に HOSEI2030 推進本部に「キャンパス再配置企画・調整会議」を設置した。

HOSEI2030 の策定からは 6 年、その実現に向けたアクション・プラン 2017 の策定からは 4 年が経過した。この間、本学は HOSEI2030 の実現に取り組んできた。たとえば、テニユア・トラック制度化は実現され、社会人学び直しやアクティブラーニングも着々と実現しつつある。また、アクション・プラン 2017 策定時とは本学を取り巻く状況が変化してきた。たとえば、現在も続くコロナ禍は、オンライン授業を効果的に活用する必要性を改めて認識する契機となった。他方、第一期中期経営計画は、アクション・プラン 2017 の策定後に決定されたものであるため、両者の関係が必ずしも明確ではないところがあった。

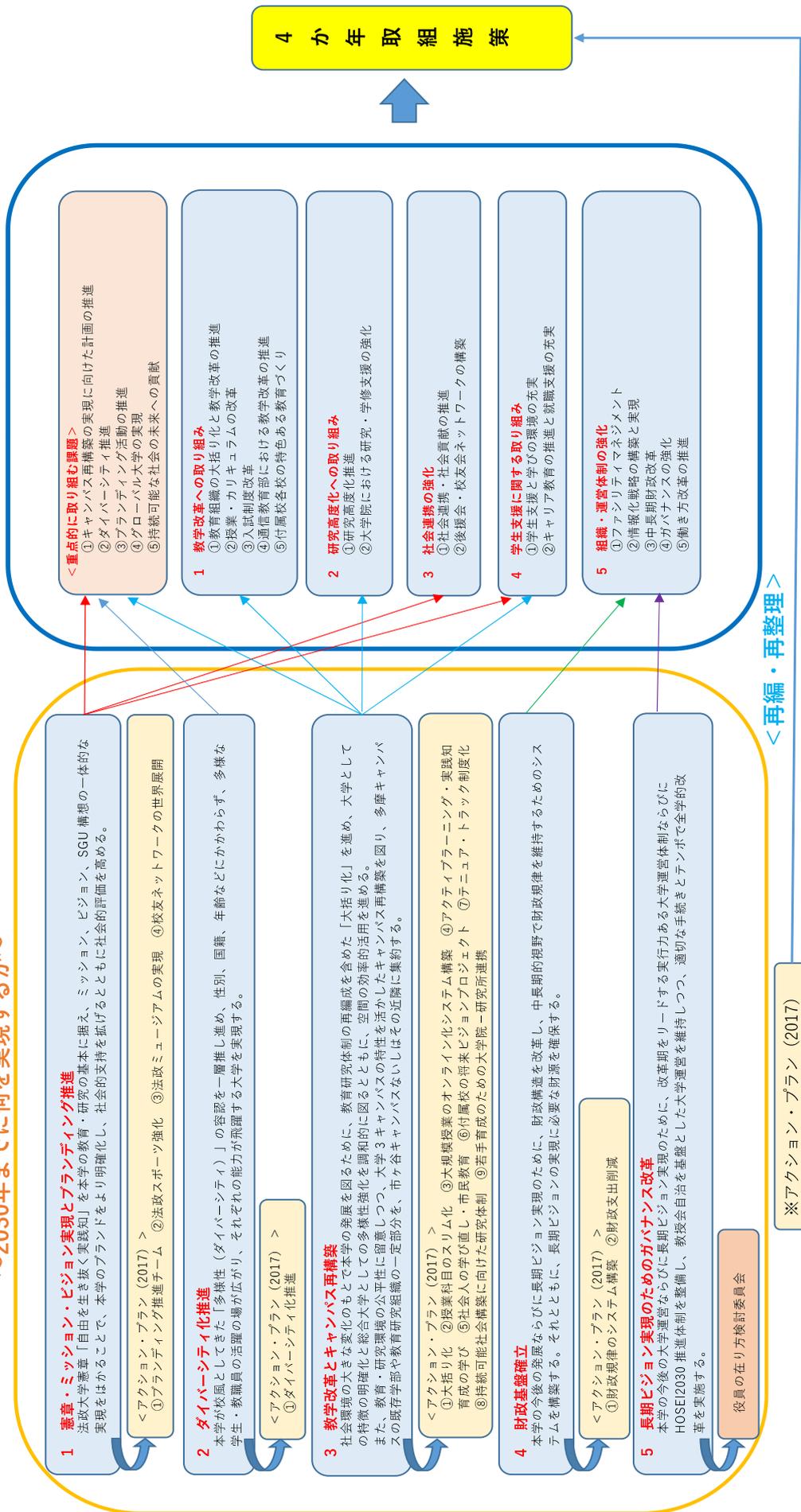
そこで、本計画の策定に当たって、アクション・プラン 2017 を、本計画の下に位置づけられる取組施策として再整理することとした。このため、本計画は、HOSEI2030 を実現するための中期的な経営方針を含むものであり、後に示す取組施策は、それをより具体化したものとなる。

長期ビジョンHOSEI2030と第二期中期経営計画の全体概要

長期ビジョンHOSEI2030

～2030年までに何を實現するか～

第二期中期経営計画



Ⅲ 背景と目標

1 背景

■ 第一期中期経営計画の総括

2022年3月に実施した第一期中期経営計画の最終評価では、その実現状況を評価し、本計画において課題となるべき事項を示した。その内容は、次の通りである。

- (1) 教学改革については、HOSEI2030の実現のための施策の一環として、市ヶ谷コミュニティ連携会議、多摩将来構想検討委員会、小金井将来構想委員会でそれぞれのキャンパスのあるべき姿が検討され、多摩キャンパス・小金井キャンパスについてはその将来構想が取り纏められ、また、図書館の中長期プロジェクト答申が出された。社会人学び直しプログラムや3つのサティフィケートプログラムが制度化されたことは大きな成果といえるが、教育・研究組織の大括り化、高大連携のさらなる推進、ICT事業に対する基本的な方針の策定が課題として残された。また、授業科目のスリム化については、学部長会議で実施方針が合意されたので、今後はそれに基づき、適切に実施されることが求められる。
- (2) ダイバーシティ化の推進については、ダイバーシティ推進委員会や男女共同参画推進チーム(HOSEI2030特設部会)における検討が進み、学生の正課教育・課外活動だけでなく教職員の働き方の改革にも一定の提言をすることができたが、多様性を包摂する学びの場・職場作りをさらに進めていくことが課題となっている。グローバル化の推進については、SGU補助事業の構想調書の実現に向けた取り組みが着実に実行され、SGU補助事業の最終目標達成に向けた取り組み継続と自走化に向けた新たな取り組みが次の課題となる。
- (3) 学生支援とその環境整備については、キャリア支援・課外活動支援・奨学金事業及び学生生活環境の改善が着実に実行され、とりわけ法政大学専用寮(国際化寮を含む)が充実し診療所での保健師の継続的配置が図られたことが成果といえる。奨学金制度の充実と最適化、学生の食環境・住環境サポートの拡充、多摩キャンパスの通学環境改善などが、次の課題となる。
- (4) 法政ブランドの強化と発信については、HOSEIミュージアムが実現したことが最大の成果といえ、これに加えてブランディング推進チーム(HOSEI2030特設部会)においてブランディング活動の検討と取り組みが着実に実行された。今後もブランディング活動を継続し、法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」の学内での認知度を向上させ、さらに自由を生き抜く実践知を体現する学生・教職員をより増やしていくなど、さらなる強化が必要である。
- (5) 中長期財政構造改革については、支出削減施策の大きな柱であった「人件費制度改革」について代替措置によることが決定され、収支改善策、外部資金の獲得・活用、ファシリティマネジメントを用いた建築・修繕事業計画の見直しはその方向性を見出すことができた。今後は、代替措置による支出削減の確実な実施が求められ、また外部資金の獲得・活用とファシリティマネジメントも着実に実現される必要がある。
- (6) 組織・運営改革については、大学評価や社会連携(後援会・校友会との連携を含む)が着実に進められ、BCP(事業継続計画)が策定されるなど危機管理体制の構築も進んだ。他方、人事制度改革のさらなる推進、危機管理対応の充実化、多摩キャンパス・小金井キャンパスにおけるキャンパスマネジメント体制の確立などが今後の課題となっている。

■ SDGs等への取り組み

本学は、法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」で「地球社会の問題解決」と「持続可能な未来に貢献」することを掲げ、「持続可能な地球社会の構築」に貢献することをミッションの1つとし、2030年に実現を目指すビジョンにも「民主的で力強い持続可能社会を創造する源泉となる」ことを掲げている。また、「持

持続可能な地球社会の構築に貢献できる『実践知』の基盤を育成すること」を教育目標の1つとしている。このため、本学において、「SDGs(持続可能な開発目標)」に取り組むことは、本学の根幹にも関わる重要な課題である。2018年12月に総長ステイトメントを発し、SDGsに取り組むことを広く社会に発信したところである。

昨今、社会的に取り組みが求められているカーボンニュートラルは、本学においても実現されるべき課題といえる。2050年のカーボンニュートラル実現に向けた大学間の連携を強化するための「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」が設立されており、本学もこれに参加している。カーボンニュートラルの取り組みにおいて大学が果たすべき役割は大きい。

情報化の進んだ現代の社会は、そこで日々生まれる膨大なデータから新しい価値やサービスを生み出すという、次のステージに移りつつある。ビジネス・医療・科学技術など多岐にわたるこのビッグデータの活用には、従来の統計学の知識だけでなく、近年急速に発展した機械学習などのAI技術に関する理解も必要となる。このため、本学は、2021年、数理・データサイエンス・AIプログラム(MDAP)を立ち上げ、これを、文系、理系を問わず、すべての学部の学生に提供している。本学はこの取り組みにより、新しい価値を創造し持続可能な社会の構築に寄与する人材を育成する。

■ ウイズコロナ、ポストコロナに向けて

昨今のコロナ禍は、大学における教育や研究のあり方に大きな影響を与えた。人類を脅かす感染症のパンデミックの下でも、大学は、教育・研究活動を継続しなければならず、学生の学びや研究を止めることは許されない。本学では、2020年度には大半の授業がオンライン授業となったが、大学祭を市ヶ谷キャンパスでは対面形式で実施し(多摩キャンパス・小金井キャンパスではオンライン)、2021年度には、できるだけ多くの授業を対面形式で実施し、大学祭を3キャンパスともに対面形式とした。

このような経験から得られた知見は、いましばらく継続すると思われるコロナ禍において生かされるべきであるし、コロナ禍の解消後にも、HOSEI2030の実現に向けて、活用されるべきである。

■ キャンパスが抱える課題

本学には、市ヶ谷・多摩・小金井の3キャンパスに加えて、3つの付属校にそれぞれ校地がある。このうち、市ヶ谷キャンパスについては、2019年度に再整備事業が完了した。多摩キャンパスについては、1984年の開設以来、各種の整備が行われてきたが、竣工から約40年を迎える校舎が多く、更新の時期を迎えている。多摩キャンパスの固有の課題として、広大なキャンパスでありながら、学生の居場所となる滞在スペースが少なく、学生のキャンパス滞在時間が短く、さらに各学部棟がキャンパス内で分散しており、学部間で連携した活動が見えづらいことから、キャンパス全体としての魅力を発信できていないことがある。小金井キャンパスは、2013年の中央館竣工により再整備事業がおおむね完了したものの、学生教職員にとって魅力のある安心・安全な教育・研究環境の実現や住宅街に位置することに起因する諸問題の解決が課題となっている。

付属校のうち、法政大学中学高等学校と第二中・高等学校については、施設面で大きな課題は見られないのに対し、法政大学国際高等学校については、校地が狭小であり校舎の老朽化が問題となっている。

■ 組織・事業の効率化、中長期的な財政改革

本学は、1990年代後半から教育・研究組織の改編を伴う教学改革を実施し、それまでの6学部体制から、2009年には現在の15学部体制となった。大学院15研究科、専門職大学院2研究科、さらに15の研究所・研究センターを擁している。また、ここ20年ほど本学は、グローバル化の推進、ピアネットの構築、SDGs、ICT化の推進などに取り組んできた。

このような取り組みは、本学の社会的プレゼンスを向上させるものであったが、その一方で、組織や事業の肥大化が進んだ。このため、長期的な視点から、既存の事業の効率化や見直しが求められると同時に、教育・研究組織も事務組織もその大括り化が必要となってきた。これに当たっては、研究・教育の

水準を切り下げることなく、また、DX をも見据えた検討が必要である。

また、アクション・プラン 2017 においては、建設・修繕事業、教学関連事業、ICT 事業、人件費について、その削減や適正化が中長期的な財政改革のために必要であるとされている。人件費削減については、その代替措置をとることとなったが、それ以外の支出削減・適正化については、現時点でも検討の途上にある。

■ 創立 150 周年に向けて

本学は、HOSEI2030 の完成年度である 2030 年に創立 150 周年を迎える。記念事業の実施については、未だ機関決定をしていないところだが、本計画の計画期間中に各部局で、そのための準備を着実に進めなければならない。

■ 認証評価

本学は、2019 年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価(機関別評価)を受審し、2020 年 3 月に「2019(令和元)年度大学評価の結果、法政大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は 2020(令和 2)年 4 月 1 日から 2027 年(令和 9)年 3 月 31 日までとする」との認定を受けた。また、専門職大学院のうち大学院法務研究科は、2017 年度に法科大学院として同協会の認証評価を受審し、同協会から法科大学院基準に適合していないとの評価が示されたが、2019 年度に実施された認証評価(追評価)の結果、問題事項が適切に改善され、先の認証評価とあわせて、法科大学院基準に適合していると認定された。大学院イノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻は、2018 年度に経営系専門職大学院として同協会による認証評価を受審し、同協会の定める経営系専門職大学院基準に適合していると認定された。

評価結果において指摘された事項には、本計画の計画期間中も着実に取り組んで行く必要がある。

2 目標

本学が HOSEI2030 の実現に向けて重点的に取り組むべき課題として、キャンパス再構築、ダイバーシティ化の推進、ブランディング活動がある。これらはすでに第一期中期経営計画でも目標としたところだが、本計画の期間中も着実な取り組みが求められる。これらと同様に重点的な取り組みの求められる課題としてグローバル大学の実現がある。この課題に本学は、近年、主としてスーパーグローバル大学創成支援事業による補助金をえて、いわゆる SGU 補助事業として取り組んできた。本計画の期間中にこの補助金事業が終了となるので、その自走化を実現しなければならない。加えて、本学は、法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」において「地球社会の課題解決」に貢献することを使命としており、持続可能な社会の未来へ貢献するために、SDGs とカーボンニュートラルの実現にも積極的に取り組む。

これらは、本学の教学、研究、社会連携、学生支援、組織・運営体制のいずれにも関わる目標である。これらに加えて、まず、教学については、本学には多様な学部・研究科が存在しており、総合大学としての強みを生かすためには、学部間協働・研究科間協働を欠かすことができない。そこで、教育・研究組織の大括り化を目指しつつ、法政ならでの学びの検討を継続する。また、さらなる教学改革に取り組み、現在の総合大学に相応しい教育を実現するために、教育の質を確保するための授業・カリキュラム改革に取り組む。さらに、中等教育から高等教育へと続く一貫した教育のために、高大接続を強化すると同時に、3 つの付属校がそれぞれ特色ある教育作りを行うことや、市民教育の拠点としての通信教育部における教学改革も必要である。加えて、大学部・付属校部のいずれにおいても、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生・生徒の受け入れが求められる。

研究については、そのさらなる高度化が必要である。法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」に掲げら

れている「実践知」を創出するために、本学に所属する研究者が、社会の課題解決につながる研究を推進できる体制を構築することが課題となる。とりわけ、外部資金の獲得に向けた支援は、研究の高度化にとって重要である。大学院は、本学の研究高度化において欠かすことができない。大学院生（特別学生を含む）は、学びの主体であると同時に、本学の研究の一翼を担っている。また、今日、本学大学院に限らず、大学院は、研究者養成だけでなく、リカレント教育の機能を担うと同時に、多様な外国人留学生を受け入れている。社会人や留学生に対する研究・学修支援を強化しつつ、次世代の研究を担う人材の育成にも注力する必要がある。

大学の社会連携は、何よりも本学における研究成果を社会に還元することによって実現される。本学で創出された「実践知」の社会への実装によって本学は社会に大きく貢献することができる。産業界との連携はその 1 つの現れである。しかし、それだけではなく、研究成果を生かし多様な教育プログラムを社会人にも提供して行くことも、本学が目指すべき社会連携に含まれる。さらに、在学生の保証人との連携、卒業生との連携も、本計画では社会連携の一種として位置づけられる。そこで、後援会・校友会ネットワークを構築・拡大し、在学生から卒業生までネットワーク化に取り組む。

学生支援は、本学において、学生が「自由を生き抜く実践知」を身につけるために重要視されなければならない。そこで、正課教育による学びをより充実したものとするために、学びの環境を整えると同時に、学生による正課外活動に対する支援が欠かせない。また、食・住・通学環境を整備し、学生が心身ともに健康に学生生活を送ることができるように本学の体制を整備すべきである。さらに、キャリア教育は、単に学生の就職支援だけでなく、学生によって適切な進路選択が可能となるように、さらなる充実化を図るべきである。

そして、これらを支えるためには、本学の組織・運営体制の強化が必要である。本計画の期間中において、そのために、ファシリティマネジメントの体制整備、情報化戦略の構築と実現、中長期財政改革、ガバナンスの強化、働き方改革の推進に取り組む。

IV 重点的に取り組むべき課題

1 キャンパス再構築の実現に向けた計画の推進

キャンパス再構築(各キャンパスの整備計画、多摩キャンパスの教学組織の一部の市ヶ谷再配置)の実現に向けて、各キャンパスに対して必要な整備を行い、教育・研究の場としての魅力を高め、教育機関としての価値を向上させて行く。本学のキャンパスに関しては、立地の問題、安全性のさらなる向上、施設の老朽化への対応等の課題が存在する。HOSEI2030 実現に向けた取り組みとして、キャンパス再構築に向けた議論が進んできたが、今後は中長期財政の見通しの下、それぞれの計画が最適な時期に最適な規模で実現するための検討を行う。なお、そのために HOSEI2030 推進本部の下に総長・常務理事等によって構成される「キャンパス再配置企画・調整会議」を設けた。

【取組施策】

- キャンパスグランドデザインの確立
- 市ヶ谷キャンパスの将来構想の策定
- 多摩将来計画キャンパス環境のリ・デザイン実施
- 小金井キャンパスの将来構想の策定と実施
- 国際高校の学校構想の実現に向けた検討

2 ダイバーシティ推進

法政大学ダイバーシティ宣言に基づき、ダイバーシティの理解を深め、外国籍、障がい者、LGBTQ 等の学生・教職員への支援を進めながら、多様性を包摂する学びの場・職場作りを目指す。男女共同参画推進と多様な人材の活用については、独立した課題として取り上げる。大学の運営、教職員の体制において生じている男女間格差をなくすための施策に取り組むとともに、ジェンダーの理解の増進、ワーク・ライフ・バランス、柔軟で多様な働き方改革等、持続性のある支援体制を視野に入れた施策を推進する。

【取組施策】

- 多様性を包摂する環境作り
- 男女共同参画推進

【達成指標(例)】

- 大学女性教員比率 23% ⇒ 26%
- 職員女性管理職比率 20% ⇒ 30%
- 外国人教員・外国での長期研究経験をもつ教員の割合 48% ⇒ 60%

3 ブランディング活動の推進

法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」に表現されている、本学の「価値」と「ブランド=社会との約束」を学内外に広く認知、理解してもらうことを目的として、2014 年度に「ブランディング戦略会議」が発足し、2016 年度に「ブランディング推進チーム」を発足させた。これまでブランディング推進チームでは、法政大学憲章を体現する学生・教職員の各種活動を表彰する「自由を生き抜く実践知大賞」の実施などを通して、自らの活動こそが実践知である、という「気付き」を共有する機会を創出してきた。その結果として、法政大学憲章は、学内教職員・学生・卒業生などに、広く認知されるようになってきた。しかし、2020 年度に実施した「これまでの活動を振り返る効果検証懇談会」を通して、学生・教職員の様々な活動が憲章と結びついていないという課題も認識された。そのため、今後は、学生・教職員が学業や教育・研究などの諸活動を通じて生み出している「実践知」を、学生・教職員が自ら法政大学憲章と結びつけ、自らの「シンボリックストーリー」として表現し、学内外に発信して行く支援活動を実施して行く。また、ブランディング活動が本学の日常的な業務の一部に組み込まれて展開され、学内外に広く、法政大学憲章及び、本学の価値とブランド(社会との約束)が認知・理解されることも目指して行く。

このうち、本学の研究力の向上と共に学部、大学院、研究所での研究成果を研究ブランドとして社会に向けて発信することで、大学の研究ブランド力の向上、学術・研究面での社会的地位の向上を目指して行くことや、理工系の研究力を向上させ、研究成果等を学外に発信することで、理工系学部・研究科等の存在を社会にアピールして行く。また、付属校においては、「自由を生き抜く実践知」の学びを継続する高大連携の取り組みを改善し、質的充実をはかるなど、ブランディング価値の共有に基づく中高大の教育連携と付属校間の協働・交流の推進などを行う。

【取組施策】

- 全学的ブランディング活動の推進
- 理工系ブランドの向上
- ブランディング価値の共有に基づく中高大の教育連携と付属校間の協働・交流の推進

【達成指標(例)】

- 「実践知」を体現していると感じている教職員・学生の割合 30% ⇒ 40%
- 科学技術フォーラムの充実(参加者数の増加) 参加者 2021 年度比 50%増(オンライン参加者含め)

4 グローバル大学の実現

グローバル大学の実現に向けて、これまでのグローバル人材育成の取り組み(学生の海外留学の奨励、外国人留学生受け入れと支援、英語による授業の提供、グローバルなキャリア支援など)を引き続き推進するとともに、全ての学生がグローバル感度やマインドセットを身につけることのできる環境を作り、海外への情報発信のさらなる拡大を図る。また、多摩キャンパスと小金井キャンパスにおける留学生のニーズを満たすための取り組みを行う。

【取組施策】

- SGU 補助事業の最終目標達成に向けた取り組み継続と自走化後の新たな取り組みの実施

- すべての学生に向け、グローバル・マインドセットを養う取り組みを行う
- 海外への情報発信の機会提供・機能拡大を図る
- 各キャンパスのグローバル化

【達成指標(例)】

- グローバル・アクティビティ体験率 66.6% ⇒ 100%

5 持続可能な社会の未来への貢献

法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」に述べるとおり、本学は「地球社会の課題解決」に貢献することを使命としており、「実践知」を創出し続けることにより、「持続可能な社会の未来」へ貢献することを約束している。その具体的な取り組みとして、2030年SDGsの達成、2050年カーボンニュートラルの達成に向けた諸活動を展開して行く。SDGsに関しては、ダイバーシティ等、すでに本学で取り組みを進めている関連事業も多いが、ここでは特に「法政大学 SDGs+プロジェクト 2030 アジェンダ」に従い、教育・研究・社会貢献・学生の4つを軸とした活動を推進する。また、カーボンニュートラルの達成に向けては、教育・研究面での貢献だけでなく、キャンパス環境・設備の面からCO2排出量を把握し、その削減を図る等、全学的な取り組みを進める。

【取組施策】

- SDGs 達成に向けた貢献
- カーボンニュートラル達成に向けた貢献

【達成指標(例)】

- オンライン講座「SDGs 入門」の受講者数 累計 1,115 人 ⇒ 累計 4,000 人以上
- SDGs サティフィケート取得者数 累計 33 人 ⇒ 累計 800 人以上
- SDGs に関する正課外教育プログラムの受講者数 累計 530 人 ⇒ 累積 2,000 人以上

V 各種の取組課題と取組施策

1 教学改革への取り組み

1) 教育組織の大括り化と教学改革の推進

本学の教学単位の多様な特徴やキャンパスの特性を明確にしなが、総合大学としての教育・研究機能の強化を図る。現在、「大括り化」の1つの実践形態として展開しつつある学部間協働、研究科間協働の動きを確実に進め、新しい局面に対応できる教育プログラム、教育体制を柔軟に編成できるようにする。その一環として、副専攻制度、柔軟な転部・転科制度、学部・研究科の「縦の大括り化」等の諸制度の導入も進める。また、法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」に示された資質・能力をすべての学生が身につけられるよう、全学共通の教育(法政ならではの教育)の拡充を図る。さらに、学部間・研究科間の協働体制の深化を踏まえ、長期的視野のもと、本学の教育組織のあり方について検討する。

【取組施策】

- 中長期的な教育組織のあり方についての検討
- 法政ならではの教育の検討の継続
- 多摩キャンパスにおける学部連携による教育研究プロジェクト

【達成指標(例)】

- サティフィケートプログラム数 3プログラム ⇒ 7プログラム

2) 授業・カリキュラムの改革

カリキュラム、授業形態、授業方法、学習成果の測定方法等の見直しを進め、学修者本位の学びを実現する。カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーをより明確なものにするため、近年、増加傾向にある各学部等の授業科目のスリム化を行う。新型コロナウイルス感染症の影響下進めてきたオンライン教育をさらに高度化するとともに、一定規模の授業をフルオンデマンド化する。また、そのための質保証の仕組みや支援体制を整える。アクティブラーニングを正課及び正課外で一層推進し、大学憲章「自由を生き抜く実践知」を体現する資質・能力を養う場を広げる。学生が自らの学びの質を実感できるディプロマ・インディケーター等のシステムを構築する。

【取組施策】

- 新たな教育リソースの創出、カリキュラムの見直しのための授業科目のスリム化の推進
- オンライン教育の規模の最適化と効果的な教育に向けた支援
- アクティブラーニング(実践知教育)の推進
- 学習成果の可視化に向けた新たなシステムの構築

3) 入試制度改革

HOSEI2030 では、2030年には「多様な学生が集まり」と一言あり、どのような学生が集う大学を目指すのか、方向性を示している。ミッション・ビジョンにおいては、「学生の受け入れ」に係る方針を示しており、アドミッション・ポリシーを実現しながら多様な学生を受け入れて行くことを柱とした諸施策を実施する。た

だし、2020年の出生数が840,832人となり、1993年の1,188,282人に比べ29%も減少することが既に判明しており、2030年、更には、それ以降の厳しい少子化を見据えた諸施策を打つ必要がある。多様な学生の受け入れと共に、アドミッション・ポリシーに沿った優秀な学生を確保するための新たな入学経路をつねに開発して行く。

【取組施策】

- アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生の受け入れ

【達成指標(例)】

- 東南アジア・大洋州・北中米・欧州・アフリカからの留学生数(2021年度比) 8% ⇒ 20%

4) 通信教育部における教学改革の推進

リカレント教育への注目や入学者比率における若年層の増加等により、通信教育部における教育の機会提供の重要性は高まっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、大学教育のICT化は著しく進展している。これらの状況を受け、本学通信教育部は市民教育の拠点として「居住地を問わず学べる」環境を整備・拡充するため、スクーリングや卒業論文指導、ガイダンスの実施形態をはじめ、レポートの提出、テキストの配信、各種手続き、出願等にわたり、オンライン化を促進する。また、リカレント教育に対応した履修証明プログラムを導入するほか、若年層の入学者の増加に対応した初年次教育を実施するなど、通信教育部全体にわたる教学改革も推進する。

【取組施策】

- オンライン化の促進による通信教育部の学修環境の充実化と教学改革の推進

5) 付属校各校の特色ある教育づくり

少子化が進む環境のもと、「自由を生き抜く実践知」を追究する付属校教育を戦略的に位置づけ、付属校各校の特色ある学校づくりを進め、教学上の課題解決を法人として支援する。高大連携の取り組みの発展をふまえ、一貫した実践知教育にふさわしい付属校推薦制度の充実を図る。

【取組施策】

- 教学上の課題解決とクラブ活動改革
- 高大接続(付属校推薦入試制度)に係る課題検討

2 研究高度化への取り組み

1) 研究高度化推進

法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」とそれに続くミッション・ビジョンに基づき社会の課題解決につながる実践知を創出する研究を進展させ、持続可能社会の構築を目指す研究体制を整え、研究を高度化させる。学部、大学院、研究所がそれぞれ特色ある活動と共に相乗効果を発揮し新たな研究成果を創出することにより、内外に成果を発信し社会に貢献する。また、研究成果及び研究データを蓄積し公開することにより、効率的に研究に活用し、本学の研究力及びプレゼンスの向上を図る。

【取組施策】

- 外部資金獲得の増加
- 研究力向上と指標による見える化管理
- 研究データポリシーの確立と研究データの蓄積運用
- 図書館の中長期構想プロジェクトの実現

【達成指標(例)】

- 競争的資金、受託研究受け入れ件数・金額増加 2021年度比 25%増

2) 大学院における研究・学修支援の強化

本学大学院が引き続き、研究者養成機関としての機能を維持できるよう、研究支援の方策を整理・拡充する。修士課程においては留学生数が多いため、日本語による文章力強化のためのチューター制度の有効活用策を追求するほか、総合的な日本語力を高めるため、グローバル教育センターと連携し、日本語授業科目への乗り入れを可能とする方策を検討する。博士後期課程においては、日本学術振興会特別研究員申請支援制度(2022年度よりDC1(修士2年対象)へ支援を拡大)の機能を強化し、採用者の拡大を目指す。また、附置研究所等の学内機関の協力を得ながら、博士後期課程修了者・満期退学者を対象とした研究支援制度を創設し、大学として修了者・退学者を支援する体制を明確にすることにより、高度な研究者を輩出することを目指す。これらの取り組みにより、修士課程から博士後期課程へ、博士後期課程から修了後へのシームレスな支援を実現する。

【取組施策】

- 外国人留学生に対する学修支援の整理・強化
- 博士後期課程学生を含む若手研究者に向けた研究支援の強化

3 社会連携の強化

1) 社会連携・社会貢献の推進

本学の「社会貢献」のビジョンに従い、社会全体の市民教育に貢献し、民主的で力強い持続可能社会を創造することに努める。特に、「社会人学び直し」の推進にあたっては、2021年度に新設したリカレント・通信教育センター(リカレントオフィス)の取り組みを中心に、履修証明プログラム、公開講座等の実施を積極的に進める。また、理工学部・研究科においては、「理工系コンソーシアム」を設立し、企業との連携を促進する体制を整え、次世代の人材育成を進める。

【取組施策】

- 「社会人の学び直し」に向けた多様な取り組みの推進
- 理工系コンソーシアムの実現と安定的運用

【達成指標(例)】

- 理工系コンソーシアムの設立(会員企業) 25社

2) 後援会・校友会ネットワークの構築

後援会及び校友会は、各々会員相互の親睦を図り、大学の発展のために寄与することを目的の1つとする組織である。大学はこれら組織と連携するため、後援会については、新入生父母の集い、支部総会、父母懇談会等の実施を通じたネットワークの更なる強化を行い、校友会については、3大イベントやパートナー組織の総会等への教職員の参加を推進し、積極的な連携強化を図りたい。そのうえで、2021年度から新たに置かれた「後援会、校友会担当副学長」とともに、大学の発展に寄与するという共通の目的をもった各組織と三位一体の連携を展開し、在学生から卒業生までの連綿としたネットワークづくりを行う。

【取組施策】

- 後援会・校友会ネットワークの構築

4 学生支援に関する取り組み

1) 学生支援と学びの環境の充実、法政スポーツ強化の継続

大学における教職員と学生あるいは学生同士の関係性やコミュニケーションの重要性をコロナ禍で再認識させられた。この経験を活かして学生生活の充実化に向けた学生支援策として、正課外活動やピアネット活動への支援を継続して実施する。また、学生が安心して充実した学生生活を送るための奨学金制度の充実や食・住・通学環境の整備を行う。さらに心身ともに健康に過ごせるよう学生相談や診療所の体制を整備、充実させて行く。

法政スポーツのブランドの維持、発展のため第一期中期経営計画で行った体育会支援策を継続して実施するとともに大学として体育会活動を監督、支援する体制を整備する。

【取組施策】

- 学生の課外活動支援
- 奨学金制度の充実と最適化
- 学生の食環境、住環境サポートの拡充
- 多摩キャンパス交通問題の改善
- 保健衛生及び診療所の機能強化
- 学生相談体制の充実
- 法政スポーツの強化推進

2) キャリア教育の推進と就職支援の充実

「キャリアに強い法政大学」のブランドイメージをさらに高め、学生の主体的なキャリア形成を促進するため次の施策に取り組む。

学生が自身のキャリアを考え、主体的に進路選択ができるよう、職業観の醸成や職業に関する知識を身につけられるよう全学部生に対して低学年時からキャリア教育を展開し、入学時から卒業時までのシームレスなキャリア形成支援に取り組む。

企業との連携によるインターンシッププログラムを拡大し、就業体験の場を通じて、学生一人ひとりが就業意識と職業観を醸成する機会を提供し、学生自身の就業力を高める。

就職支援プログラム(業界研究、就活対策講座等)を充実、拡充するとともに、個別相談の質を向上させる。また、公務、会計専門職、法職など各種専門職を目指す学生及び資格取得を目指す学生の支援強化にも取り組む。

留学生やスポーツアスリート学生のデュアルキャリア支援に取り組む。

【取組施策】

- 実践的なキャリア教育の推進
- 就職支援プログラムの充実と企業との連携強化
- 留学生やアスリートのキャリア支援

【達成指標(例)】

- 実就職率(卒業生 5,000 名以上の大学) 1 位

5 組織・運営体制の強化

1) ファシリティマネジメント

ファシリティマネジメント体制の整備を、①本学事業用資産の財務上最適なかたちでの設置及び維持、②事業活動に使用する本学施設の総合管理及び適正化に向けた企画の2つの次元で進めて行く。

現代社会の工事ニーズは「新築から修繕」へ大きく変化しており、本学においても同様である。校舎新築工事中心から保全修繕工事重視への構造的なフェーズ移行に伴って、学内体制のあり方を検討して行く。

不稼働資産の整理並びに再活用について、稼働実態を詳しく把握するとともに財務の観点からそのあり方について検討し、「スクラップアンドビルド」の具体策を提示、実行する。

【取組施策】

- ファシリティマネジメントに向けた法人組織体制の整備
- 多摩キャンパス施設の効率的な管理・運営
- 小金井キャンパス施設の効率的な管理・運用
- スポーツ施設(含む合宿所)の維持・管理方法の整備
- 不稼働資産の運用適正化

2) 情報化戦略の構築と実現

社会はデジタル化が進み DX と呼ばれるデジタル技術導入による変革が急速に進行している。教育 DX はもちろんのこと学務の DX も進める必要がある。一方、DX の進展に伴い、サイバー攻撃などのセキュリティリスクが高まって来ている。このような状況にあって、本学の ICT 事業に対する基本的な方針(「ICT 基本戦略」(仮称))を制定し内外に示す。この ICT 基本戦略(仮称)に基づいて、ICT 事業の運用体制を整備するとともに ICT 事業を実施し、適正かつ効率的な投資を実現する。また、サイバーセキュリティ対策を万全に行うことにより、学生、教職員が安心して利用できる教育研究環境の実現を目指す。

【取組施策】

- 適正かつ効果的な ICT 投資・運用の実現

■ 安心安全な ICT 環境の実現

3) 中長期財政改革

本学財政上の大きな課題は、「2 つの特別事業(建設・修繕事業並びに ICT 事業)」の中長期的予算監理にある。それら担当管理部局の現状と方向性を把握するとともに、財務的な観点で双方の事業計画を実質的に監理するヘッドクォーターを整備することを含め検討する。また、各年度の予算編成プロセスに事前の KPI(重要活動指標)管理と事後のアセスメントの視点を取り入れ、予算監理の質的向上を図る。

全ての補助金事業について、「補助金終了後のキャッシュフロー及びランニングコスト」に関する継続的な監理強化を図る。また、寄付金事業について、その取組施策の見直しを図る。

本学の財務・資産状況に応じた、然るべきガバナンス体制を構築するとともに、資産管理に係る職員の専門化を図る。

【取組施策】

- 中長期財政改革に向けた法人組織体制の整備
- 補助金事業の継続的監理
- 金融資産管理体制の整備
- 寄付金事業
- 年金制度改革

4) ガバナンスの強化

法人ガバナンスの強化と健全性の維持・向上を目的に、本学が採用している、日本私立大学連盟が策定した「私立大学ガバナンスコード」が定める「基本原則」及び「遵守原則」に対し、その実施状況を点検し、社会に対する説明責任を果たすため、本学の取組状況を「コンプライ・オア・エクスプレイン」の原則で公表する。加えて、役員が期待される役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得を目的とする研修を定期的実施する。

また、全学的な内部質保証システムの実質化、付属校各校の持続可能な学校経営の確立、多摩キャンパス及び小金井キャンパスのマネジメント実行体制の構築及び全学的な危機管理への対応について取り組んで行く。

【取組施策】

- 全学的な内部質保証システムの実質化
- 付属各校の持続可能な学校経営の確立
- 法人ガバナンスへの取り組み
- 危機管理への対応
- 多摩キャンパスマネジメントの実行体制構築
- 小金井キャンパスマネジメントの実行体制構築

5) 働き方改革の推進

安心して働くことの出来る職場づくりと多様な働き方の創出のための各種施策を推進する。具体的には、人件費制度改革の代替策の確実な実施や人事制度改革、付属校教員の働き方改革、事務の効率化(事務組織の大括り化を含む)について検討し、可能な事項から実施する。

【取組施策】

- 人件費制度改革代替策
- 人事制度改革
- 附属校教員の働き方改革
- 事務の効率化

【達成指標(例)】

- 平常時テレワーク部局実施率 100%

VI 進捗管理

本計画は、第一期中期経営計画と同様、着実に実行されるとともに、適切にその進捗が管理されなければならない。そこで、次の方法で、本計画の進捗管理を行う。

- (1) 取組施策ごとに担当理事を定め、4か年取組施策を作成して教職員に提示する。
- (2) 各4か年取組施策の担当理事が、毎年度、取り組み状況の点検を行い、その実現状況を点検すると同時に、必要に応じて4か年取組施策を変更し、点検結果と変更の有無(変更する場合にはその内容)を理事会に報告し、教職員にも変更後の4か年取組施策を提示する。
- (3) 今期理事会の任期の最終年度に当たる2024年度末に、次期理事会への引継ぎを目的とした「総括評価」を実施する。
- (4) 本計画の最終年度である2025年度末に、本計画の「最終評価」を実施する。

以上

■ 第二期中期経営計画委員会

1 設置期間

2021年6月30日～2022年3月31日

2 開催状況：

第1回:2021年7月7日

第2回:2021年9月8日

第3回:2021年9月15日

第4回:2021年10月6日

第5回:2021年10月27日

第6回:2021年11月17日

第7回:2021年12月15日

第8回:2022年1月26日

3 メンバー:

廣瀬克哉総長

小秋元段常務理事

佐野哲常務理事

奥山利幸常務理事

小澤雄司常務理事

金井敦常務理事

和仁達郎常務理事

コーダイアナ常務理事

岩崎晋也常務理事

平山喜雄常務理事

松井哲也法人統括本部長

星崎亨子財務統括本部長

菊池克仁教育支援統括本部長

細田泰博学生支援統括本部長

生田眞敏学術支援統括本部長

オブザーバー 近藤清之(常勤監事)

【事務局】:総長室

以上